

令和3年度川崎市立高等学校入学志願者に係る学区確認実施要領

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）の第2条第1項に規定する学区について、川崎市立の全日制の課程及び定時制の課程の普通科への志願が適正に行われるよう、入学志願者に係る学区確認を次のとおり実施する。

1 入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者

- (1) 全日制の課程の普通科への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
 - ア 志願者及び保護者（親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所並びに在学中学校の所在地のすべてが川崎市内にある、公立中学校の在学者
 - イ 志願者及び保護者の住所並びに在学中学校の所在地のすべてが県内の川崎市外にある、公立中学校の在学者
 - ウ 志願者及び保護者の住所がともに川崎市内にある、公立以外の中学校の在学者（学校教育法施行規則第95条第2号でいう在外教育施設と同等の日本国内にある外国の教育施設（以下「外国人学校等」という。）に在学する者も含む。以下同じ。）
 - エ 志願者及び保護者の住所がともに県内の川崎市外にある、公立以外の中学校の在学者
- (2) 定時制の課程の普通科への入学志願者のうち、学区確認申請を必要としない者
 - ア 志願者の住所及び在学中学校の所在地がともに川崎市内にある、公立中学校の在学者
 - イ 志願者の住所及び在学中学校の所在地がともに県内の川崎市外にある、公立中学校の在学者
 - ウ 志願者の住所が川崎市内にある、公立以外の中学校の在学者
 - エ 志願者の住所が県内の川崎市外にある、公立以外の中学校の在学者

2 入学志願者のうち、学区確認申請を必要とする者

- (1) 全日制の課程の普通科に係る学区確認申請
全日制の課程の普通科へ志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。
 - ア 神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の志願の承認（全日制の課程）を必要とする者
 - イ 県内に居住し志願資格を有する者で、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
 - ウ 志願者及び保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校の所在地が異なる地域（川崎市の内外）にある、公立中学校の在学者
 - エ 県内での転居予定者（保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和3年4月1日までに転居する予定の者。ただし、川崎市市内での転居予定及び川崎市外（県内）での転居予定である場合を除く。）
 - オ 保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域（川崎市の内外）に居住している者
 - カ 特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している者、又は保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している者（川崎市内又は川崎市外（県内）における別居を除く。）
 - キ 志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域（川崎市の内外）に居住している者
 - ク 上記(ア)～(キ)に該当しない特別な事情がある者
- (2) 定時制の課程の普通科に係る学区確認申請
定時制の課程の普通科へ志願しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は学区確認申請をしなければならない。
 - ア 県教育長の志願の承認（定時制の課程）を必要とする者
 - イ 県内に居住し、中学校を卒業又は修了した者（外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。）
 - ウ 志願者の住所と在学中学校の所在地が異なる地域（川崎市の内外）にある、公立中学校の在学者
 - エ 令和3年4月1日までに川崎市内から市外（県内）へ、又は川崎市外（県内）から市内へ転居する予定の者
 - オ 県内の川崎市外に居住又は令和3年4月1日までに川崎市内から市外（県内）へ転居予定の者のうち、令和3年4月1日までに川崎市内に勤務を予定する者

3 申請の手続き

- (1) 全日制の課程の普通科に係る申請の手続き
 - ア 学区確認申請を必要とする者は、市立高等学校（全日制の課程）に係る学区確認申請書（第22号様式の1）に必要な書類（別表「神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続きについて」（以下「別表」という。）参照）を添えて、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課へ提出しなければならない。
 - イ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記2の(1)のイ、ウ及びオ（別表の事由番号8、9及び11）の場合については、中学校の校長が、入学願書の学区確認欄にレ点を記入することにより、学区確認申請を省略することができる。

ウ 申請期間、受付時間及び受付場所は次のとおりとする。

申請期間	受付時間	受付場所
令和2年12月7日(月)から 令和3年1月19日(火)まで (土曜日、日曜日、休日及び令和2年12月29日(火)から 令和3年1月3日(日)までを除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	川崎市教育委員会 事務局学校教育部指導課

* 上記期日の翌日以降、必要があると認められる場合は、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課において、学区確認申請を受け付けることとする。(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 定時制の課程の普通科に係る申請の手続き

ア 川崎市教育委員会が行う学区の確認に関する事項については、志願先の高等学校長に委任する。

イ 学区確認申請を必要とする者は、市立高等学校(定時制の課程)に係る学区確認申請書(第22号様式の2)に必要な書類(別表参照)を添えて、志願先の高等学校長へ提出しなければならない。

なお、入学志願資格承認申請書(第18号様式)を志願先の高等学校長へ提出する者は、同時に学区確認申請の手続も行わなくてはならない。

ウ 学区確認申請を必要とする志願者のうち、申請事由が前記2の(2)のイ及びウ(別表の事由番号15及び16)の場合については、中学校の校長が、入学願書の学区確認欄にレ点を記入することにより、学区確認申請を省略することができる。

エ 学区確認申請を必要とする者は、入学願書を提出する以前に、次のとおり申請の手続きを行わなければならない。

申請期間	受付時間	受付場所
令和2年12月7日(月)から 募集期間の前日まで (土曜日、日曜日、休日及び令和2年12月29日(火)から 令和3年1月3日(日)までを除く。)	午後2時から 午後7時まで	志願先の高等学校
募集期間及び志願変更期間中	入学願書の受付時間と同じ	

オ 前記3の(1)において、第22号様式の1によって学区確認申請を行った者については、第22号様式の2による学区確認申請を省略することができる。

(3) 郵送による提出は、認めない。

4 川崎市教育委員会の措置

(1) 川崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市立高等学校(全日制の課程)に係る学区確認申請書及び添付書類の提出があったときは、速やかに必要とする書類の有無を確認のうえ、受領書を交付するものとする。

(2) 教育委員会又は市立高等学校長は、提出書類に記載漏れ等の不備があったときは、速やかに申請者及び在学(出身)中学校の校長に連絡し、訂正を依頼することができる。

(3) 教育委員会又は市立高等学校長は、学区の確認に関する決定を、学区確認結果通知書(全日制の課程の普通科については第25号様式の1。定時制の課程の普通科については第25号様式の2。)により、申請者に通知するものとする。

なお、前記3の(2)のオに該当する者については、第25号様式の1を第25号様式の2に替えることができるものとする。